明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕
○独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府一九）　三
○公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令（同二〇）　四
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（同二一）　四

〔府令・省令〕
○エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・文部科学・経済産業・環境一）　三七
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業二）　三六
○国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業一）　四三
○労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働二）　四六
○独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産三）　四九
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（同四）　五一

〔省令〕
○独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令（総務二七）　五二
○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令（同二八）　五五
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（同二九）　五五
○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（同三〇）　五六
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（文部科学一二）　六一
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（同一三）　二三
○へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令（同一四）　二四
○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業一）　二四
○独立行政法人経済産業研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（経済産業一六）　二七
○独立行政法人日本貿易保険の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（同一七）　二九
○独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同一八）　三三
○小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則を廃止する省令（同一九）　三三
○中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（同二〇）　三五
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同二一）　三五
○独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同二二）　三四
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一五）　三四
○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（同一六）　三五

〔規則〕
○人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則（人事院九―四九―四一）　三五
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（同九―五五―一二一）　三五

〔告示〕
○独立行政法人北方領土問題対策協会が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準の一部を改正する件（内閣府・農林水産一）　三五
○国家公安委員会所管事務分野における個人情報保護に関する指針の一部を改正する件（国家公安委八）　三六
○独立行政法人通則法第二十五条の二第四項に規定する総務大臣が定める額等を定める件（総務一一六）　三六
○営利企業等でその業務が中期目標管理法人及び国立研究開発法人の事務又は事業と密接な関連を有するものを定める件（同一一七）　三七
○施設整備事業を推進するための基本的な指針を定めた件の一部を改正する件（同一一八）　三七
○電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件の一部を改正する件（同一一九）　三七
○電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件第二項第七号の規定に基づき、総務大臣の行う証明に関する手続を定める件の一部を改正する件（同一二〇）　三七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務九二）　三七

（以下次のページへ続く）